

Issued Date: 15 December 2021

.....
情報交換に関する歳入法典第10
条terが公布、施行されました。
.....

歳入法典改正法第54号に基づき導入された歳入法典第10条terにより、歳入局長官は、租税条約その他の国際協定の規定に遵守し、国際関係の促進および脱税の防止に協力するため、その職務により取得した情報を交換する権限を与えられました。情報の交換は、担当大臣により通知される規則に準拠しなければなりません。歳入法典改正法の詳細は、[Tax Insight No. 37/2021](#) を参照ください。

情報交換に関する規則は、2021年11月30日に公布され、2021年11月9日より遡って施行されました。

本規則に基づき、歳入局長官は以下の国際協定に従い情報交換を行う権限を有します。

- 1) タイ政府が他国の政府と締結している二重課税の回避および脱税の防止に関する条約や協定
- 2) タイ貿易経済局が他国の貿易経済局と締結している二重課税の回避および脱税の防止に関する協定
- 3) タイ政府が加盟する税務行政執行共助条約(MAC)

情報交換には以下の3つの種類があります。

1. 要請に基づく情報交換。外国政府の権限ある当局(Competent Authority、以下「CA」)が、タイのCAに、二国間の条約や協定に基づいて情報交換を要請するもの。
2. 自発的情報交換。タイが加盟している BEPS (Base Erosion and Profit Shifting) の包括的枠組みにおける行動計画 5「有害税制への対抗」に従った情報交換が含まれます。
3. 自動的情報交換。国別報告事項 (Country-by-Country Report、以下、「CbCR」) の交換のために各国CA間で締結された国際協定の下で行われるもののが含まれます。



より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志

(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)

atsushi.uzumi@pwc.com

武部 純

(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)

jun.takebe@pwc.com

加藤 夏樹

(0 2844 1268/Mobile:06 59366202)

natsuki.k.kato@pwc.com

小島 大佑

(0 2844 1269/Mobile:08 45554601)

daisuke.k.kojima@pwc.com

名賀石 樹

(0 2844 1366/Mobile:09 22490014)

tatsuki.nakaishi@pwc.com

松永 大輔

(0 2844 1276/Mobile: 06 14025042)

daisuke.m.matsunaga@pwc.com

木村 洋平

(0 2844 1275/Mobile: 06 55044572)

yohei.a.kimura@pwc.com

原 亜記子

(0 2844 2125/Mobile: 08 02739102)

akiko.hara@pwc.com

川又 麻美

(0 2844 1321)

asami.kawamata@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。